

居宅介護支援

重要事項説明書

株式会社 あい

居宅介護支援事業所 ゆうあい

居宅介護支援重要事項説明書

1. 指定居宅介護支援を提供する事業者

事業者名称	株式会社 あい
代表者氏名	相原 美奈
本社所在地	〒761-8063 香川県高松市花ノ宮町1丁目8-21 NMビル1階 TEL(087)897-2018 FAX(087)897-3005

2. 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所

(1) 事業所の所在地等

事業所名	居宅介護支援事務所 ゆうあい
介護保険指定 事業所番号	3770112047
事業所所在地	〒761-8063 香川県高松市花ノ宮町1丁目8-21 NMビル1階
連絡先 相談担当者名	TEL(087)897-2018 FAX(087)897-3005 西村 裕子
事業所の通常の 事業の実施地域	高松市、坂出市、綾歌郡、木田郡三木町、さぬき市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画書を作成する。 2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。 4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。 5. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともにその従事者に対し研修を実施する等の措置を講じる。 6. 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

3. 事業所概要

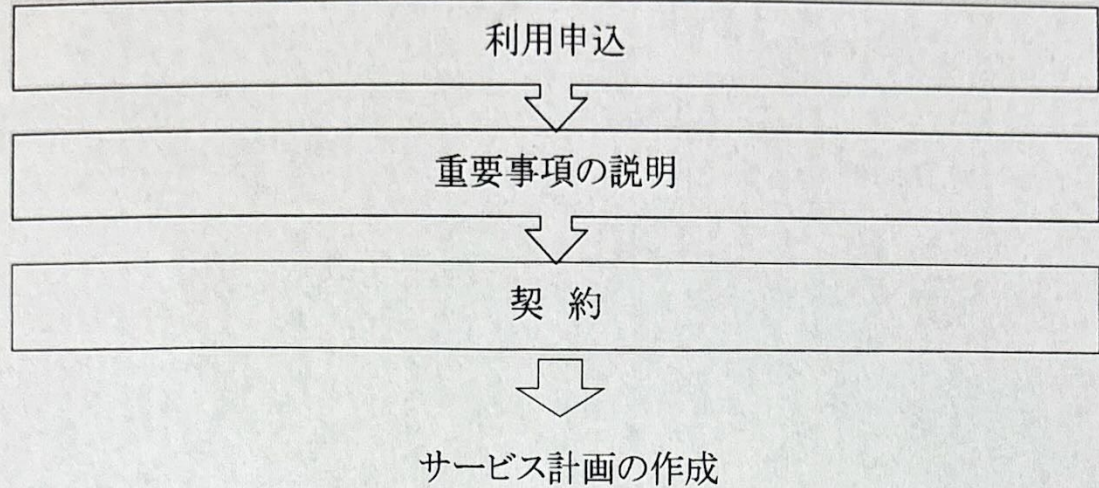
(1) 事業所の営業日及び営業時間

営業日及び 営業時間	月曜～金曜日 (土曜日、日曜日、国民の祝日、12月31日～1月3日は休業日とします。) 午前9時～午後6時 (必要時には電話等により連絡が可能な体制をとっています。)
---------------	--

(2) 事業所の職員体制等

介護支援専門員	常勤 1名(管理者兼務)	事業所の職員、業務の管理 居宅介護支援業務
---------	--------------	--------------------------

4. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



①状況の把握	・利用本人や家族に面接し、抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。 ・施設への入所を希望する場合には施設を紹介します。
②計画原案作成	・在宅サービス事業者に関する情報が提供され、利用者が事業者を選びます。
③サービス担当者との連携・調整	・介護支援専門員を中心に、サービスの担当者や利用者本人・家族も参加し、意見交換等を行います。
④介護サービス計画の作成	・介護サービスの目標、サービスの種類・内容など介護サービス計画はサービスを受ける利用者の希望や心身の状態をよく考慮して作ります。
⑤利用者の同意	・計画の内容が利用者の希望に沿っているか確認します。

5. 利用料金

(1) 居宅介護支援利用料は要介護に応じ介護サービスの提供開始以降1カ月あたり以

下の金額になります。

・地域区分(地域間に存在する格差を勘案し、1単位の単価に差を設けるための区分)

高松市:7級地 10.21 円/1単位

(1 単位の単価に 10.21 円を乗じて算定)

要介護	料 金(単位)
要介護1, 2	1086
要介護3, 4, 5	1411

(2) 以下の場合には加算料金をいただきます。

加算項目	内 容	料金(単位)
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成又は要介護状態が2段階以上変更になったご利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合	300
特定事業所加算(Ⅰ) 又は 特定事業加算(Ⅱ) 又は 特定事業加算(Ⅲ) 又は 特定事業所加算(A)	専門性の高い人材の確保や支援困難ケースへの対応やヤングケアラー、障害者等に関する事例検討会や研修等に参加するなど、一定の条件のもと、事業所全体としてより質の高いケアマネジメントを実施している居宅介護支援事業所に対しての加算[一定の条件Ⅰ>Ⅱ>Ⅲ>A]	(Ⅰ)519 (Ⅱ)421 (Ⅲ)323 (A)114
入院時情報連携加算(Ⅰ) 又は 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(Ⅰ)病院又は診療所に入院するご利用者に対して、介護支援専門員が、当該病院又は診療所の職員に対して入院日当日に必要な情報を提供した場合(Ⅱ)介護支援専門員が、当該病院又は診療所の職員に対して入院した翌日、翌々日に必要な情報を提供した場合	(Ⅰ)250 又は (Ⅱ)200
退院・退所加算	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合(入院又は入院期間中につき、1回を限度。また、初回加算との同時算定不可)	連携(Ⅰ)1450 連携(Ⅰ)1600 連携(Ⅱ)1600 連携(Ⅱ)1750 連携(Ⅲ) 900
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合	50

ターミナルマネジメント加算	終末期や医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、24時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備し、利用者又はその家族の同意を得たうえで、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合	400
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(月2回限度)	200
特定事業所医療介護連携加算	(1)前々年度の3月から前年度の2月までの間において、退院・退所加算いずれかの算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること。(2)上記の間においてターミナル加算を15回以上算定している事。(3)特定事業所加算を算定している	125

(3) ただし、法定代理人受理により当社の居宅介護支援及び加算料金に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

(4) 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方は交通費を頂きません。

(5) 解約料

利用者は契約を解約することができ、解約料はいただきません。

6. サービスの利用方法

サービスの開始

まずは、お電話でお申し込みください。

当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのちサービスの提供を開始します。

サービスの終了

(1) 利用者のご都合：書面でお申し出くださればいつでも解約できます。

(2) 当事業所の都合：人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了の1カ月前までに書面で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

(3) 自動終了: 次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)、要支援1、要支援2と認定された場合。
- ③ 利用者がお亡くなりになった場合。

(4) 利用者やご家族の背信行為: 利用者やご家族などが当事業所または介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、書面で通知することのより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

7. 緊急時の対応について

訪問中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医、または歯科医師、家族等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

8. 個人情報の保護について

- (1) 事業所は、利用者及び家族の個人情報の管理について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を守って適切な取り扱いを行います。
- (2) 事業者が知り得た利用者及び家族の個人情報については、原則的にサービス調整等の目的以外には使用しません。
- (3) 外部への情報提供については必要に応じて利用者及び家族またはその代理人の了承を得ます。

9. 秘密保持について

- (1) 事業者の介護支援専門員および事業者の使用するものは、サービス提供をするうえで知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第3者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者から予め書面で同意を得ない限り、サービス提供者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者の家族から予め書面で同意を得ない限り、サービス提供会議等において当該家族の個人情報を用いません。

10. 事故発生時の対応について

- (1) 事故が発生した場合は、利用者に対し応急措置、医療機関への搬送等の措置を講ずるとともに、速やかに市町村、家族および関係諸機関に事故の発生状況及び今後の対応等について報告いたします。
- (2) 事故等により要介護認定に影響する可能性がある場合には市町村(保険者)に事故の概要を報告いたします。
- (3) 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対しその損害を賠償します。
- (4) 事業者は、事故の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償の責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。

- ① 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合。
- ② 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対し故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合。
- ③ 契約者が急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

11. サービス内容に関する苦情

事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

12. 利用者希望に基づく説明

利用者から複数のサービス事業者等の紹介を求められる。また、利用者からサービス事業者等の選定理由の説明を求められる。

13. 質の高いマネジメントの提供

当事業所の前 6 か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス割合、事業所の割合等についてケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に説明を行います。

14. 高齢者虐待防止について

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ⑤ 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

15. ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員は働きやすい環境づくりを目指します。利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

16. 入院先医療機関との早期連携

事業所は指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者又はその家族に対し、利用者について病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるように求めます。

17. 身体的拘束などの適正化の推進

事業所は利用者又はその他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

18. 事業継続計画

事業所は感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

19. 感染症について

事業所は感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し指示を行います。

相談窓口サービス (087)897-2018

担当部署:居宅介護支援事業所 ゆうあい

受付時間:月～金 9:00～18:00

但し、土、日、祝日、年末年始は休業日となります。

当該事業所以外に市町村(保険者)等の窓口

次の窓口でも相談、要望、苦情等を伝えることができます。

窓 口	住 所	電話番号
高松市役所介護保険課	高松市番町1丁目8番地15号	087-839-2326
さぬき市役所長寿介護課	さぬき市志度5385番地	0879-26-9904
三木町役場福祉介護課	木田郡三木町大字氷上310	087-891-3304
綾川町健康福祉課	綾歌郡綾川町滝宮299番地	087-876-1113
坂出市役所かいご課	坂出市室町2丁目3番5号	0877-44-5090

指定居宅介護支援の提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	香川県高松市花ノ宮町1丁目8-21 NMビル1階
	法人名	株式会社 あい
	代表者名	相原 美奈
	事業所名	居宅介護支援事業所 ゆうあい
	説明者氏名	

私は、本書面に基づいて事業者から居宅介護支援についての重要事項の交付・説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者	住所
	氏名 印

家族 (代理人)	住所
	氏名 印 利用者との関係

重要事項説明書において2部作成し、利用者及び事業所は記名捺印の上、各自その1通を保有することとします。